

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、事故により勤務先が閉鎖となり、勤務先の指示により他県に転勤したものの、その後自主退職した申立人について、事故前の勤務形態、退職に至った経緯、退職後の就職活動状況等を考慮し、平成27年3月分以降の就労不能損害及び通勤費増加分の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人及び被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目及び損害額

就労不能損害	1, 313, 619円
（内訳）	
（1）就労不能損害	1, 289, 475円
（2）通勤費増加分	24, 144円

2 期 間

自 平成27年3月1日
至 平成27年5月末日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の各損害項目についての和解金として、金1, 313, 619円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項1記載の損害項目（同項2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人及び被申立人が各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年7月15日

（仲介委員 友納治夫）